

マックス・ウェーバーの大いなる誤算

——現実との緊張関係におけるマックス・ウェーバーの歴史的主体性の問題——

山下 淳志郎¹

I. はじめに

私がマックス・ウェーバーについて論じ始めたのは1964年、その論稿が公にされたのは1970年4月であるが、その論究で意図されていたのは「マックス・ウェーバーの歴史的主体性」の解明であった。そしてその意図を単刀直入、直截にタイトルとした論稿を1973年に公にした。併し私はこの論究において余りにも急ぎ過ぎていた。この第二の論稿はむしろ「自然現象の計算可能性」に対して「社会的行為の解明可能性」を提起する彼の主張に関する論稿であり、意図した歴史的主体性解明に至る一前段階の論述である。だがその後は諸般の事情が重なり、私の論究の進捗は余りにも遅くなり過ぎた。勿論その後も「マックス・ウェーバーの歴史認識理論における因果性と目的論との関係」を論述しており、これも歴史的主体性解明への一段階としてある。こうして私は最初に意図したマックス・ウェーバーの歴史的主体性についての論述を果たし終えねばならない責務を負うことになっていたのである。それ故この責務を今果たそうとしているのであるが、そのためには先の三論稿と今回の論稿との間に空き過ぎた隔たりを繋ぎ埋める作業を先ずしておかねばならない。つまりこれまでの、特に第一論稿について簡潔に述べておかねばならない。何故なら今回の論述に直接関わる問題、即ちマックス・ウェーバーにおける両義性 (Ambivalenz) 及び二律背反 (Antinomie) に関わる外的反省の問題がそこで論ぜられているからである。

II. 本論稿との関係で注意されるべきこれまでの拙論、特に第一論稿の問題点

筆者は先に述べた如くこれまでウェーバーの歴史的主体性を追求すべく三つの論稿を発表したが、併しその内容からすれば「歴史的主体性」を解明したものとはならず、この点に関しむしろ第三稿「マックス・ウェーバーの歴史認識理論における因果性と目的論との関係」の「はじめ」において第二論稿では「理念型がカントの『実践理性批判』における『自由な法則の範型 (Typus)』、「道徳法則の範型」に比せられ、その限り因果性の目的論への組み入れ関係が、カントの『反省的判断力』についての考察との対比において「十分に論究されねばならず」、この論及により「初めてウェーバーの歴史的現実に対する現実的政治、政策上の立場、それ故具体的現実における、またその現実に対する彼の歴史的主体性も具体的に明らかにされる」と述べている¹⁾。それ故第二論稿の標題、「マックス・ウェーバーの歴史的主体性の問題」を「自然現象の計算可能性に対するマックス・ウェーバーにおける社会的行為の解明可能性の問題」と改め、今回の稿において彼の「歴

1 明星大学名誉教授 社会哲学

史的主体性」を、しかも現実との緊張関係にある彼の「歴史的主体性」を改めて問おうとするのである。

ウェーバーによれば歴史認識の対象たりうる歴史事象は、無限に多様な現実の有限な一部分だけが有限な人間精神による思考により一つの思想形象に高め揚げられ、設定され存立する歴史的事象であり、このことはかかる現実の有限な一部分だけを『知るに値する』という意味において科学にとり『本質的』であると云う暗黙の前提の上に (auf der stillschweigenden Voraussetzung) 立っている」という、つまり暗黙の前提、一つの価値観点が既に彼の理念型論の中に入り込んでいることを示している²⁾。しかもかかる価値観点を内に抱く彼はカントを意識しながら当時の認識論に関連させつつ、「概念はむしろ、経験的に与えられたものを精神的に支配する目的のための思想的手段であり、またそうしたものでしかないと云うことを徹底して考え抜いた人にとっては、鋭い発生的概念は必然的に理念型であると云う事情は、そうした理念型の構成に反対する理由にならないであろう、³⁾「概念は目標ではなくて、むしろ個性的な観点からみて意義のある連関を認識するという目的のための手段である。そして、まさに、歴史的概念の内容が、必然的に変遷を遂げるからこそ、歴史的概念は、その時々必然的に鋭く定式化されなければならない」⁴⁾と云い、歴史概念のこの鋭い定式化に努め、所謂「理念型」を提示する。

併しここで問題となるのはこの理念型の構成における直感的な価値観点と歴史的概念の内容の必然的変遷、因果関係の論理的必然性との連関である。換言すれば価値観点に基づく『知るに値する』と云う意味での諸事象である資料としての多様な感性的素材を全く異質な悟性の範疇を介して概念的な思想形象、即ち価値観点に基づく歴史的概念へと思想的に高昇せしめる理論を如何にして可能ならしめるか、と云う問題である。即ち理念型構成理論に関する問題である。

ところでこの理論はカントの『純粋理性批判』に見られる「図式論 (Schematismus)」に擬してなされるが、この図式論では直感と純粋悟性概念と云う全く異質な機能の連関、即ち前者の后者のもとへの包摂が如何にしてなされるかが論ぜられ、これら異種の両者の結合媒介項として作用するのが、一方では知性的であり、他方では感性的でもある純粋表象としての時間規定であり、それは「内感における多様なものの形式的条件として、従ってまたおよそ表象が結合せられるための形式的条件として」先験的で、「普遍的であり、アプリオリな規則に基づく限り、カテゴリー (純粋悟性概念) と同種である」。しかもそれは、「時間が多様なものの経験的表象に例外なく含まれている限りにおいて、現象と同種である」。それ故この時間規定を介して直感は純粋悟性概念に包摂されうるのである。そしてこの包摂により形成された何らかの表象は、例えば一、二、三と順次打たれた点で示される三と云う形象や正三角形などのような個々の特定の三角形を示す形象ではなく、数一般や三角形一般を示す表象、それ故思考の中にしか存在しない表象であり、カントはこれを図式 (Schema) と云い、この図式を取り扱う仕方を図式論 (Schematismus) と云うが、この図式は現実には存在しえず、ただ思考の中のみ存しうる故、想像力の所産であり、このことはマックス・ウェーバーが理念型は想像力の所産であると云っていることと対応している。ウェーバーが現実を一つの思想形象として高め、描きえた歴史的事象の中に既に『理論』が入り込んでいると云う理論とは、このカントの図式論に擬せられた理論であると見做すことができる⁵⁾。無論ウェーバーが、理念型は「図式の役目を果たすためにあるのではない」と云う際の「図式」はカントの図式論 (Schematismus) における「図式

(Schema)」とは異なる。併し今此処で問題となり重要なのは、ウェーバーの歴史的認識における対象設定の理論操作中にカントの図式論 (Schematismus) に擬せられる理論が入り込んでいることであり、事実彼は理想型を構成する「諸事情の連関が実在の中で何らかの程度まで働いていると確定または推定される場合には、我々はその連関の特性を、一つの理想型に照らし、効果的な仕方で具体的に直感しうるように描き出し、理解を容易ならしめうる (wir uns die Eigenart dieses Zusammenhang an einem Idealtypus pragmatisch veranschaulichen und verständlich machen können.)⁶⁾」と述べていることである。そしてこの点にこそ彼の歴史的主体性の秘密が隠されているのであり、これが歴史認識における二律背反を彼に犯させている元となっているのである。今回の論稿はこのことを明確にすることを目的としているのである。

Ⅲ. 限界概念としての理想型

マックス・ウェーバーの云う理想型 (Idealtypus) は想像力による思惟的構成体であり、現実に実在するものではない。彼によればそれは諸現実を歴史的事象として対象化することに向けての因果論的關係付け操作の表象として思惟的に構成されたもの、即ち「歴史的生活の一定の關係と事象とを結合し」、「実在の一定の要素を思想的に高昇せしめることによって獲られた」「諸連関の矛盾のない」「ユートピアの性格を帯びた」「世界 (Kosmos)」⁷⁾である。その上「一方では価値判断を許すことはできないのに、他方では自分の判断に対する責任を免れようとする」態度に対し、「学問的自制の最初の義務であると共に欺瞞を防止する唯一の手段でもあるのは、現実を論理的な意味での理想型に、論理的に比較する態度でもって關係させることと、理想から現実を評価的に判断することとを峻別すること」であり、「理想型は評価的価値判断には全く無関心で、純粹に論理的な『完全性』以外のいかなるものにも係わらないのである」⁸⁾と、彼はこのユートピアの性格を帯びた理想型に関して云う。言い換えるならば理想型は論理的にユートピア的なのであり、このことはまた理想型は因果帰属的であり、發生的 (genetisch)⁹⁾であると云われることと関連している。「それ故、社会生活に関する科学の歴史は、概念構成によって事実を思想的に秩序づけようとする試みと、——そのようにして獲得された思想像の、科学的地平の拡大ならびに推移 (……durch Erweiterung und Verschiebung des wissenschaftlichen Horizontes……) による解体をへて——そのようにして変更された基礎の上に立つ、新たな概念構成という、この両者の絶えざる交替をとまなう変遷である」¹⁰⁾。過去の人々が直接に与えられた実在を思考によって加工、つまり実際には変形し、また彼らの認識の状態と彼らの関心の向かう方向とに応じた概念の中に組み入れることによって発展させてきた思想装置は我々が新たな認識によって実在から獲得することが出来、また獲得しようとするところのものと常に抗争する。この闘争のなかで、文化科学的研究の進歩が達成されていくのである。

併しここで一つの大きな問題の存在していることに気づかされる。それは既に述べたことと関係している。即ちウェーバーの云う理想型の思惟的構成自体が既に価値理念を内在させていることである。そしてこの価値理念の内在に関し、彼は「人間の文化を取り扱う科学においては、概念の構成が、問題の設定に依存し、この問題設定が文化そのものの内容とともに変遷を遂げるといふ事情」、即ち「概念と、概念によって把握されるものとの

関係からしてかかる概念綜合はすべて暫定的性格を持つと云う事、それ故この文化科学の「領域において試みとして偉大であった概念構成の価値は、通例、その試みの根底にあった観点の意義の限界を暴露したということ、まさにこの点にあったのである」¹¹⁾との如くその正当性と重要性を主張しているのである。確かに歴史として把握、認識される政治、経済等々の時代・社会像はその認識主体の価値観点により多様でありえ、様々な差異が明らかにされ、その限り歴史像としての概念構成の根底にある観点に限界の存在することは明白であり、而もこのことはウェーバーの理念型構成に関しても云われうることである。

そこで先ず理念型概念構成に関して問われるのは、既に引用されたウェーバーの言葉、「概念構成によって事実を思想的に秩序づけようとする試み」と「そのようにして獲得された思想像の、科学的地平の拡大ならびに推移（……Erweiterung und Verschiebung des wissenschaftlichen Horizontes……）」及び理念型は因果帰属であり、発生的（genetisch）であるとする彼の重要な主張であるが、彼の云う問題設定時において内在する価値理念は歴史認識の、それ故歴史的概念、思想像構成にとって或る一定の射程、広がりを持つ地平、視野を、云うならば内在価値理念を原点とする座標系を広げ、この座標系内で個々の実在を関連付け、こうして歴史的思想像を構成することは、同時に概念構成をこの価値理念により規定し、方向付けていることでもあり、この科学的地平に関しては既に私は第一論稿において言及している。要するに理念型とはある種の価値理念に基づき選び出された個々の事象がその価値理念に則り或る一定の方向へと関連方向付けられた歴史的思想像である。併しここで尚一つの重要な問題が残されている。つまりこの座標系内での個々の実在の関係付けの問題がウェーバーでは因果帰属による発生的概念構成の問題としてあることである。彼によれば「或る個性的事実の因果的説明は一般に如何にして可能であるかという問題に対しては、——何か或る個性的な出来事を規定した原因の数と種類は実際つねに無限である」故、「何か或る具体的な現象をその全幅的な現実において漏れなく因果的に遡及することは事実不可能なばかりでなく、全く無意味である」¹²⁾ 限り、「その特性において意義のある歴史的現象の認識」において「決定的なのは限りなく豊かな現象の限りある部分だけが有意義であるという前提に立って初めて、個性的な現象の認識という思想が一般に論理的に意味を持つということである」¹³⁾。併しここで云われる「論理的に意味を持つ」とは「限りなく豊かな現象の限りある部分だけが有意義であるという前提に立つ」ことによって果たされるのか。確かに限りなく豊かな現象の中から限りある部分を選び出すことは重要であるが、この選び出された部分は歴史認識概念構成に際し、その構成内で他の諸要因と論理的に関連付けられていなければならず、そうしてのみ初めて論理的に意味をもつと云いうるのである。それ故彼は「我々は個々の場合に或る事件における『本質的』な構成部分を帰属せしめる原因だけを掴み出すのである」が、その際かかる帰属の確実性を獲得し、保持するには「客観的可能性の範疇（Die Kategorie der objektiven Möglichkeit）の適用による客観的可能性判断」を必要とする主張する¹⁴⁾。従って問題は「客観的可能性の範疇」と「客観的可能性判断」についてであるが、ここで彼は「現実の認識にとり我々に問題なのは、我々にとり（仮定上の）（価値理念に基づき選ばれた——筆者）諸要因が集められ、歴史的に有意義な文化現象として眼前存在（vorfinden）する布置連関（Konstellation）である」と云う¹⁵⁾。併しこれは明らかに我々が先に述べた歴史認識の、それ故歴史的概念、思想像構成にとって或る一定の射程、広がりを持つ地平、視野、即ち内在価値理念を原点とする座標系を広げ、この座標系内で

個々の実在を関連付けると同時に、この概念構成をこの価値理念により規定し、方向付けて歴史的想像を構成する如く機能する科学的地平、視野である¹⁶⁾。ウェーバーにより示されるこの地平、視野は価値理念により規定、支配されており、その限り一方では直感的特性を、他方では悟性的論理特性を有している。それ故理念型は自己の持つ二面性により自己規制されていることになる。そこで彼、ウェーバーは「理念型は一つの実在であり、歴史的実在であるのでもなければ、まして『本来の』実在であるわけではなく、況んやそれは実在が類例としてその中に配列されるべき一つの図式の役目を果たすためにあるのでもない。却ってそれは一つの純粋に理想的な極限概念の意味をもつのであり、我々はそれによって実在を測定し、比較し、以てその経験的内容の中の一定の意義ある部分を明瞭ならしめるのである」¹⁷⁾と云うが、この点に関し私は第一論稿において事象Aの結果Bに対する因果関係に関し、事象Aが事象Bに対して思惟的にその原因として適合的であると判断されうると、可能的因果関係の「適合度」、即ち事象Bの原因として事象Aが論理的に適合性を有すると云う如く、この因果帰属が客観的に判断されうるということを述べていたのである¹⁸⁾。それ故この因果関係の適合度に関し、繰り返しになるが、第一論稿での言及を引用してみると、『客観的可能性判断』は『因果関係』の『適合度』(Grad der Adäquanz, Adäquanzgrad)¹⁹⁾を、言い換えれば「一定の条件が一定の結果を引き立てる程度」(den Grad der Begünstigung eines bestimmten Erfolges durch bestimmte "Bedingungen")²⁰⁾を『測定し等級づける』判断(Gradabstufung)であり、その限りそれは、様々に考えられうる因果関係に対して『尺度』(Skala)²¹⁾として役立つ第三者としての規則に則っていなければならない、こうして『引き合い』に出されるのが、『人間は与えられた状況にどのように対処するのを常としているか』と云うことについての知識である『経験規則』(Regel der Erfahrung, Erfahrungsregeln)としての『法則定立的知識』(das nomologische Wissen)²²⁾である」とウェーバーは述べているのである。要するに彼は理念型に、それが一方では直観的な価値観点に基づく個性的なものとしつつ、他方ではその因果関係に関して科学的であることの要請に十分に応えうる論理的特性を与えるのである。こうして彼は直観的な価値観点による一方での無際限な拡張を法則定立的知識に則る論理的に適合性を有する客観的可能性判断でもって制約し、また他方ではただ単なる自然科学的一般法則定立に準じた法則定立と云う没個性的論理の一般化に対しても制約を課したのであり²³⁾、こうしてこの理念型は思惟能力によって考えられうるもの、即ち「可想体」を実在、「存在すべきもの (das Seinsollende)」²⁴⁾とすることを制限するものとして「純粋に理想的な限界概念 (Grenzbegriff) の意味を」²⁵⁾もち、「それによって実在を測定し、比較し、以てその経験内容の中の一定の意義ある部分を明瞭ならしめるのである」と彼により云われるが、この彼の言葉はこの理念型はまた同時に「方法論的概念」²⁶⁾であることをも示している。即ちそれは既述の如く、概念構成による事実の思想的秩序づけにより獲得された想像の「科学的地平」、即ち価値理念を原点として広げられた座標系の内で個々の実在を測定、比較することにより、個性的な歴史像を構成する指針を示すとともに、叙述する指針をも示すものとしてあるからである。

だがここで私たちは次のことを問わねばならない。と云うのも、彼の云う如く「我々がいう意味での文化科学的な認識とは『主観的』なものだからである」²⁷⁾。即ち我々の知りうるのは認識主体にとり「知るに値する」という価値観点により選択限定された事象のみであり、この観点から外れ、選択限定されなかった現実部分は知られえないことになるか

らである。こうして私たちは改めてウェーバーの理念型、方法論を問うことになる。

IV. ウェーバーの理念型、方法論における外的反省の主体問題

現実には実在的歴史事象を認識し、把握しようと努めているときは、その認識主体は自己の認識内容の正当性に関して絶えずその客体との間で反省的往復検討を重ねていなければならない。換言すれば認識主体の方法論は逆に客体によって吟味検討されることになり、或る一つの価値観点に定着していることはできないのである。即ちウェーバーの主張する如き立場に立った状態での歴史認識は、ユートピア的、フィクション的には可能であるとしても、現実的にはありえないのである。彼、ウェーバーはむしろ意識的に主観的な立場の価値観点を強調し、客観的な歴史の実態に迫り行く方法論を避けたとも、或るいは彼自ら行った挑戦的方法論の強調であるとも云いうる。併し何れにせよ彼はこのような立場、態度を取り続けるのは何故であろうか。その点に関し極めて明白なのは彼が『『世界観』としての、あるいは、歴史的事実の因果的説明の公分母としての、所謂『唯物史観』は断固拒否すべきである』²⁸⁾と激しい口調で主張していることである。では何故彼は「唯物史観」を「断固拒否」しようとするのか。彼の主張通り「唯物史観」は「歴史的事実の因果的説明の公分母」としてあるからなのか。事はそれ程に簡単ではない。

「唯物史観」に関して直ちに想起されるのはK. マルクスの思想であり、ウェーバー自身、マルクスに関し「この大思想家」と述べもしているからである。とすればウェーバーが拒否する唯物史観は同じくウェーバー自身述べている『『共産党宣言』に表明された、古いが独創的な、素朴な意味における唯物史観』²⁹⁾であり、マルクスの思想はこの唯物史観と区別されているとも云いうる。実際ウェーバーは叙述の複雑化を避けるため「マルクス解釈を」避けてきたが、「ここでは一切の特にマルクス主義的な『法則』や歴史発展についての構成は——理論的に欠陥のない限り——理念型の性格をもっている、ということを確認するだけにとどめておく」³⁰⁾と述べ、自己の叙述を終える支えとしている。言い換えるならば、ウェーバーはマルクスの思想に一応敬意を示しつつ、その方法論を自己自身の理念型形成の方法論と同列に並べ、相対化、弱体化しているのである。一言で言えば、ウェーバーはマルクスの思想、方法論を全く理解していないのである。いや、理解しようとしていないのである。何故であろうか。

先ず明確に云いうることは、マルクスに従う限り、ブルジョアジー批判に進まざるをえないからである。³¹⁾ それ故マルクスの科学的厳密性、正当性を認めざるを得ない彼は、それを相対化、弱体化し、ブルジョア社会、ブルジョアジー思想の擁護に努めたのであり、これが彼の政治的姿勢、現実事態に対する彼の具体的な歴史的主体性を示す根拠ともなりうるものである。

そこで明確に考えられることは、全体的把握の拒否である。即ち彼は一方では当時既に一般化していた自然科学的方法論に倣い、あらゆる出来事に対し「普遍的に妥当する『法則』を発見すること」にこそ「科学的研究の意味」があるとし、その一般法則への還元により個別性を消滅せしめる「自然主義的一元論」の「風潮」に対抗して³²⁾、個として特性を有する「ドイツ国民経済学」の個性をを防御し、他方では「概念と実在との関係を余すところなく明瞭に認識すること」を出来なくせしめたと彼により考えられた「ヘーゲル流

の汎論理主義の影響」³³⁾ に対しても防衛手段理論として「理念型概念形成」を主張し、ヘーゲル的思考を拒否したことである。つまり彼も「独創的な」と評価する先のマルクスの思想を唯物史観なるが故に拒否する限り、このマルクスの思想の背景に存在するヘーゲルの論理（弁証法論理）をも拒否する³⁴⁾。確かに彼は一方ではドイツ「国民経済学」の個性を防衛すべく「自然主義的ドグマの侵入」に対抗するが、他方それに関連するものとして彼に考えられた「ヘーゲル流の汎論理主義の影響」に対抗すべく、ヘーゲル的思考法を拒否する。併し「概念と実在との関係」は彼が云う如く「ヘーゲル流の汎論理主義の影響により」、それ故マルクスの唯物史観の則る弁証法論理（正確には唯物弁証法論理）により正しく把握されえなくなってしまうのであろうか。それ故この点に関しての検討が必要となる。

ヘーゲルによれば認識とは個としての自己が他者との関わりを介してなされる経験を通じて自己の内に入り込み、沈潜し、自己自身の精神的発展史を総体的に把握することである。それ故それは汎論理主義と云われるものではありえず、むしろ自己を様々な変容にもかかわらず、アイデンティティを維持し続ける自己として認識、確認するに到る精神の運動である。そこで彼は「胎児は即自的には人間ではあるけれども、併し対自的にはそうではなく、理性が……発展せる理性となったときにのみ対自的に人間であって、ここに初めて理性の現実性が存する」³⁵⁾ と云う。それ故ヘーゲルにあっては、自己認識の出発点としての始原は未だ真に人間とは云いえない胎児（乳児）である感覚的存在に過ぎず、その後次第に自己の内容を豊かにして行き、その豊かにされ行く内容の連関と豊かにして行く運動を把握する点に論理があるのである。その内容を並べ上げ、一覧表を作成することに論理があるのではない。彼はこのような一覧表作成に関し、厳しい批判を加える。「骨から肉と血とが除去せられ」た骸骨のように「この一覧表もまた事物の生き生きした本質を除去し、または隠匿したものである」。そしてこの一覧表を作り出す人々は形式的「悟性の立場に立つ人々」であり、「この形式的悟性はいつでも全体を見渡し、自分の語る個々の定在の上に立っている。換言すれば、この悟性は個々の定在を全然見ないのである。然るに学的認識は寧ろ対象の生命に対する献身、換言すれば対象の内的必然性の注視と言明とを要求し、かく自分の対象に沈潜する」のである³⁶⁾。こうして認識に関するヘーゲルの言に注目すれば、それは決して汎論理主義的なものでないことは明らかであり、むしろ逆に個人の主体性と自由の発展、実現を主張する論理であると同時に、自己の本質を除去、隠匿し、ただ展開する種々の事象の一覧表を作り出す形式的悟性の立場の論理を批判、拒否しているのである。ところで今ここで一覧表と云われ、批判、拒否されるものに該当するものこそが、ウェーバーが「知るに値するもの」として取り上げ、『宗教社会学』において論じている世界の諸宗教、即ちカトリックとプロテスタント（ピュアリタニズム）に別れた二種のキリスト教、儒教、道教、仏教そしてヒンドゥ教並びにそれら諸宗教の目録内容の相互比較である³⁷⁾。そしてこの比較の後に結果として、彼、ウェーバーは自己自身にとり価値ありとされたプロテスタント主義の意義付けをするのである。これは明らかに悟性による形式的、即ち形式的悟性による対象の外的反省である。この点注意されねばならないのは彼の宗教社会学、「諸世界宗教の経済倫理」に関する研究の始められたのが1912年であることである。併し『プロテスタント主義の倫理と資本主義の精神』は1903年に作業開始され、1905年に発表されている。云うならばむしろ諸世界宗教の研究が先ずなされていて、然る後に『プロテスタント主義の倫理と資本主義の精神』の発表がある

べきであろうに、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の発表と諸世界宗教の研究、及びこれらの発表とは逆である。もしも仮に許されるならば、彼はマルクスの唯物史観に意識的に対抗した価値観を有し、『客観性』論文、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において表明したその価値観、立場を固め、擁護すべく、諸世界宗教の比較的考察を始め、公表したと云いうるであろう。実際彼は既に『客観性』論文において、マルクスの歴史認識方法論を意識して「社会経済的問題の中で」は事象を三種に区別することが出来ると述べ、「意識的に経済的目的のために作られ又は利用されている制度に関する……主に経済的観点においてのみ我々の関心をひく……狭義の『経済的』事象」(第一)及び「(ウェーバーの云う)意味における『経済的』現象」でなく、「その経済的作用は全く若しくは大して我々の関心をひかないが、ある時代の芸術的趣向のように、それはそれとして個々の場合、その特性のある重要な側面において経済的契機によって影響を受けるような……経済的に制約された (ökonomisch bedingte) 現象」(第三)に対して、彼が主として問題とする「宗教の経済倫理」に関して問い、分離抽出しているのは、「宗教生活の諸事象において……我々の関心をひかないが、しかし事情によっては経済的観点の下に我々の関心をひくような作用がそれから生ずる故に、この観点の下に意義を獲得する『経済に関係ある (ökonomisch relevant)』現象」(第二)であると述べ³⁸⁾、この「経済に関係ある現象」として『宗教社会学』における『世界宗教の経済倫理』で示され、問はれるのは「宗教の心理的なまた事實的 (pragmatisch) な諸連関のうちに根底をもつ行為への実践的起動力 (praktische Antriebe zum Handeln)」である³⁹⁾。そこで彼は「人間の行為を直接に支配するものは、(物質的並びに観念的名) 利害関心であって、理念ではない。それにも拘わらず、『理念』によって創り出された『世界像 Weltbilder』は、きわめてしばしば転軸手として軌道を決定し、そしてその軌道に沿って利害のダイナミズムが人間の行為を推し進めてきたのである」との如く「行為への実践的起動力」として「理念」が作用していることを主張しているのである⁴⁰⁾。併し此处で問題となるのは「行為への実践的起動力」として作用する「理念」はどのような理念であり、またそれによって創り出される「世界像」はどのような世界像であるのかと云うこと、そしてこの点にこそ経済的利害が関わって来ることである。併しここでウェーバーは、『無意味』と感じられる現世の、全体としては何らかの意味ある『秩序界 Kosmos』への、宗教意識の重要な担い手であり、性格の異なる社会層のうち最も大きい射程距離を持つ知識人層による、「組立て」としての宗教的合理主義、即ち価値合理主義を主張することにより⁴¹⁾、マルクスの唯物史観、史的唯物弁証法認識論に対し反論を提示する。併し彼がこのことにより意図していたのは非合理的宗教(価値世界)の合理化と、それによる非合理的価値世界の認容である。彼は確かに学問の即事性、厳密性を要求する。彼の示す理念型は現実の歴史的認識にとっての、その一線を踏み越えてはならない限界概念として、学的知的誠実の徴表として確かに設定されている⁴²⁾。そして彼はこの知的誠実さを守り続けるべきであると、主張する。「教師は学生に対し何らかの立場に立つ教説を説くことは出来ない。説くべきではない。大学の教師に要求しうるのは、ただ知的な誠実さと云うものに過ぎない。即ち事実の確定、つまり数学的乃至論理的な事実を確定したり、文化財の内容的な構造を確定すること、そして他方では、文化一般及び個々の文化的内容の価値如何の問題或いは文化社会及び政治的団体の中で如何に行為すべきかの問題に対する解答——この両者が全く異質な事柄であることをよく弁えていることである。」⁴³⁾ しかし他方ではかかる知的誠実さを保持すべき学問

に反する非合理の世界、即ち学的知的誠実の徴表として設定され、その一線を踏み越えてはならない限界概念の、その一線を踏み越えた非合理的価値世界を寧ろ行為者の価値合理性の世界として容認してもおり、先の学的知的誠実さの要求に対し、「神々の争いを決着するものが運命であって、『学問』でないことは明々白々な事実である」と云い、更に「昔の多くの神々は、その魔力を失い、したがって非人格的な力という姿をとって墓場から出てきて、我々の生活を支配しようと努め、再び互いに神々の闘争を始めている」⁴⁴⁾との如く、全く反対の言明をしているのである。

そこで問題はこの「学的知的誠実性に基づく合理性」と「非合理的価値世界に向かう価値合理性」との対応関係が問題となるが、この対応関係はウェーバーにあっては極めて複雑煩瑣な事態を惹き起こすことになる。彼の云う合理性に関し何よりも先ず想起されるのは『経済と社会』⁴⁵⁾ 第一部、第一章『社会学の基礎概念』第二節「社会的行為の諸動機」で述べられる「目的合理的行為」と「価値合理的行為」との関係であるが、前者、目的合理的行為も、その行為目的自体が何らかの価値観に基づいてなされ、而も外界の諸対象や他者の行動をも期待してなされる限り、価値合理的行為の一種であり、逆に「価値合理的行為」もまた行為者は主観的には「或る一定の行動そのもの」を行うことを目的としている限り、限定付きながら「目的合理的行為」と云いうる。併しこの概念規定に先立つ『理解社会学の若干のカテゴリー』において彼は「整合合理性」⁴⁶⁾のカテゴリーを提唱する。即ち「行為のうちで、意味のある構造を直接的に『最も理解しうる種類』のものは、主観的に厳密に合理的に行われる行為であり、それは「(主観的に)一義的かつ明瞭に把握された目的達成のために一義的に適合的である、と(主観的に)みなされる手段に従って、行われる」行為であると理解される故、この理解、把握は「客体の行動について主観的に懐かれた期待(主観的な目的合理性)から、及び妥当な経験に従ったならば懐かれたであろう期待(客観的な整合合理性)から、そして全くこの両者のみから」なされうると彼は主張するとともに、「主観的に目的合理的に行われる行為と、客観的に『妥当なもの』を基準にして『整合的に』行われる(『整合合理的』)行為とは、それ自体としてはまったく別種のものであり、客観的には呪術的諸観念の如き「まったく妥当でない前提を基準として」行われる行為(整合非合理的行為)は、「何らかの呪術的でない(整合合理的な)『宗教的』行動よりは、主観的にはしばしばはるかに目的合理的な性格をもっている」との様に非合理的行為が目的合理性を有していることを容認してもいる⁴⁷⁾。即ち非合理的行為さえ目的合理性を有していると云われているのである。それ故この非合理的行為にとっても学的知的誠実さに基づく目的合理性が随伴されることになる⁴⁸⁾。彼が狂気の沙汰と云い、非難、排撃したスパルタクス団の行動もスパルタクス団にとって見れば、まさしく価値合理的な行為であり、その行為のために学的知的誠実さをもって目的合理的に行為はなされていたと云いうることになる⁴⁹⁾。ウェーバーにとっては、ブルジョアジーによる資本主義市場経済社会秩序のみが価値合理性を有しており、この秩序維持を目的とした適合的行為こそが目的合理的であるが、この市場経済社会秩序を否定するスパルタクス団が求める社会は有価値とは認められず、彼らの選んだ手段としての行動も非合理であると見做されていたのである。要するにウェーバーにとっては、マルクスに由来する弁証法的唯物史観拒否の方法論が理念型概念構成の根拠としてあり、それは同時にヘーゲルの弁証法思考を拒否して、カントの認識論に従う立場にあることを示している。併し彼はここで一つの見落としを犯している。即ち彼はカントの認識論がその中に蔵している弁証法思考の萌

芽⁵⁰⁾を見落としているのであり、その限り彼は論理的には形式論理学に従い、巧みに論を構成し、叙述しているのである。こうして彼は理念型理論に代表される形式論理を社会諸事象に外的に適用し、それら諸事象を典型的に特性付け、類型学を、つまり諸事象の目録、一覧表を製作したのである。

V. 二人のマックス・ウェーバー

そこでこの論述の最後に記しておかねばならないことは、1918年11月4日からの一週間の或る一日、恐らく6日か、7日におけるいわゆるミュンヘンでの革命集会に彼が参加していることについてである。研究活動の当初以来、大地主（ユンカー）や土地資本家による支配と、他方労働を求めて移動せざるをえない労働者層や戦場にいる兵士の選挙権の剥奪そのものである等級選挙制を痛烈に批判しつつ、「都市市民の普通平等選挙」を主張し⁵¹⁾、ブルジョアジーによる上からの資本主義経済を基盤とする立憲君主制議会主義国家体制を支持、強化を主張して来た彼は第一次世界大戦後半期に社会民主共和制並びに植民地拡大を目指す大国主義に対し小国の自決を主張するに到っている⁵²⁾のであり、その限りミュンヘンでの革命集会への彼の参加は理解しうるのであるが、このミュンヘンやベルリンで代表されるいわゆるドイツ革命に対する無惨な反革命について彼はむしろ肯定的でさえある言を残しもしているのであり、その結果成立したワイマール共和国憲法の起草に請われ、参画し、大統領の国民選挙制度、即ち国家にとり危難を及ぼす有事状況が生じた場合には、国家の統一秩序を保持するため、帝政期において見え見られなかった新しい形の非常大権、即ち「緊急命令権」を含む全権を大統領一者に委ねる条項を具備した大統領の国民選挙制度を強く主張し、制定せしめたのである。⁵³⁾ 彼が没する前年1919年のことである。そして彼が没した1920年の2月、それ故彼が没する四ヶ月前ミュンヘンでナチス党前身のドイツ労働者党大集会を催したヒトラーが大統領の国民選挙制度を利用し、やがてドイツ総裁として全権を掌握し、ドイツを、いや全世界を悲劇の坩堝の中に落とし込んで行くのである。若し仮にウェーバーが存命していて、この現実を直視したならば、彼はどのようにその事実を受け止め、対応したであろうか。

実際彼は前記の如くいわれるミュンヘンでの革命集会に参加し、労働者と同一の演壇に立っていたのであり、このことは明らかに、彼が労働者と同じく平和な民主国家を望み欲し、実践的人間として存在していたことを、それ故明確な一つの価値観に裏付けられた実践的方向を取っていたことを示している。この時の状況をライナー・マリア・リルケが妻にあてた手紙の中で明らかにしているのである。

「……そのとき突然、ひとりの青白い、若い労働者が演壇にのぼって、非常に素朴な調子でこういった。『あんたが、それともあんたが、あんたたちが、休戦の申し出をしたのかね。だが、壇上の先生がたじゃなしに、俺たちが本当はこの申し出をしなければならなかったんだ。そもそも無線電信局を占領して俺たちが話し合えば、平凡な人間が向こうの国の平凡な人間に話しかければ、すぐに平和になると思うんだ。』……こう云ってしまったとき、突然彼は或る困難に気がついたらしい。そして感動的な身振りをして、彼と並んで演壇の上に立っていたウェーバーやクヴィッデや、その他の教授たちを振り向きながらこう言いつづけた。『ここにおいで先生がたはフランス語をご存じだ。だからこの先生がたが俺たちの思っていることを、正しく言えるように力を貸してくださいと思うんだ』⁵⁴⁾。

ここで私たちは二人のウェーバーに付き合うことになる。言い換えれば私たちはウェーバーにおける大学教師としての側面と政治的实践家としての側面の二面を見ることになるのである。そしてその限り私たちは同時に彼における矛盾、アンビヴァレント或いは二律背反を見ることになるのである。確かに彼は講堂の中ではなく、多くの市民が集まる街頭での革命集会の演壇に労働者と並び立っていたのである。併し彼はこの時、彼自身を取り巻き、動かしている社会・政治状況を、彼のいわゆる歴史認識理論、理念型理論に従って認識、把握していたのか。状況は絶えず激しく揺れ動き、変転してゆくのである。云うならば彼には『中世における商事会社の歴史』、『ローマ農業史——公法ならびに私法にたいするその意義』や『儒教と道教』、『ヒンドゥー教と仏教』などの諸世界宗教に関する研究における余裕や安定した視点を持ちえたであろうか。恐らくそのようなことはありえなかったであろう。1918年11月のドイツ革命は目まぐるしく変転し、この変転のただ中に存在する彼は理念型を尺度として、変転する政治・社会状況を外的に観察し、判断し、理解し、行為することは可能であったであろうか、甚だ疑問である。彼は此処で大いなる過誤を犯してしまっていたのである。それ故1905年9月27、28日に行われた「社会政策学会」での論題「カルテルと国家との関係」に関するシュモラー及びキルドルフの報告をめぐる討論におけるウェーバーの発言中の言葉、「ですから私がここで喋るのは学者としての資格においてではあるとすれば、私は自分に抗議しなければならない。ここで話すのは人間であり、人間以外の何物でもありません。そして学問研究から私の知ることは資料にすぎず、私が資料を利用するのは、もっぱら、ある理想の実現可能性やこれを実行した場合に起こりうる結果を吟味する、ただそれだけのためなのです。この資料からあの理想自体の価値は、絶対に引き出すことができません⁵⁶⁾」との言葉はこの場合にも当て嵌まる。確かに彼は教室で教師として語っているのではなく、革命集会の演壇に「人間」として立っているのである。併しこの集会に集まっている労働者にとっては、彼は如何に見ても大学教授なのである。彼は自己の二面性を使い分けることは出来ないのである。だが彼個人はこの二面性を器用に使い分けているのである。而もこの革命は社会民主党により裏切られもし、彼は基本的には君主制を支持していたにも拘わらず、プラグマティックな決断により入党した⁵⁶⁾この労働者の党である筈の社会民主党が労働者を裏切ったことについて、何ら批判することなく、むしろこの裏切りの立役者の一人、社会民主党首エーベルトについて好意を寄せもし⁵⁷⁾、前述の様に、ワイマール共和国憲法起草に際し、ドイツ総裁として全権を掌握するヒトラーの台頭を可能ならしめる条項の挿入を強硬に主張したのである。

そこで今この稿を終えるに当たり、彼、ウェーバーが1918年11月24日フリードリッヒ・クルージュウス教授に送った手紙の中で述べた言葉をどのように受け止めるとよいのか。彼は次の様に記している。「われわれが——われわれだけが——他国の支配下において真に偉大な文化民族の一つでありうることを、われわれは110年も前に証明して見せた。それをここでもう一度やるのです。そうすれば、われわれに——われわれだけに——かつての第二の青春を与えてくれた歴史は、さらに第三の青春をも贈るでしょう。私はそれを信じてもうたがいませんし、あなたもそうでしょう——やはり——。」⁵⁸⁾このとき彼はヒトラーによる第三ドイツ帝国の創設を願っていたのではないと考えるのが、事實はヒトラーがその「第三の青春」を夢見て、「ヒステリック」な狂乱の「脅威」を生み出しつつあったのであり、こうして見る限りウェーバーの過誤はやはり「大いなる過誤」として存在せざるをえなくなるのである⁵⁹⁾。そして本論のテーマである彼の「歴史的主体性」とは、彼が生

きる社会と云うよりは、国家そのものの政治、経済、及び国際関係（外交）的状況の中にあり、その状況の変化に対応しつつ、如何にドイツ国家の誇るべき力と尊厳を維持するかと云う点に懸かっていたと云いうる。そしてそのために彼の取る姿勢は、その時々状況に応じて設定された国家目的遂行に適合した手段の選択としての目的合理性と、それを支える誇るべきドイツ国家の維持と云う価値合理性との関連の中でプラグマティックに変動しつつも⁶⁰⁾、自己の一貫性（アイデンティティ）を保持貫徹しようとするものであった⁶¹⁾。云うならば彼は一方では極めて機能的な合理主義者で在り、他面では「中世の騎士のように大胆不敵な態度で未来に」向かう英雄的、ローマン的価値観の保持者でもあったと云いうる⁶²⁾歴史的過渡期を象徴するアムビヴァレントな人物であった。

そこでこの最後の彼と大学教師として出発した際の彼の姿勢を並べ置いて見れば、その出発点を記念すべき教授就任演説の中で彼が述べた言葉をどのように解すれば良いのか、戸惑いが生じて来るのである。即ち彼の言葉とは次のようである。「諸民族間の経済闘争は『平和』の仮象の元においても（Auch unter dem Scheinde des Friedens）行われており」「平和と云う仮象を本当の平和だと思ひ違ひする人だけが、平和と生きる楽しみとが、我々の子孫のために未来の胎内から生まれ出るだろうと信じていることができるのである」⁶³⁾。「しかしそれにしても楽観主義的な幸福の希望に基づいて経済政策上の事業を起こすことは決してできません。人類史が未知の未来へと入って行くその門の上には平和と幸福との夢どころか、次の句が掲げられているのです。——一切の望みを棄てよ（lascitate ogni speranza）、——と」⁶⁴⁾。地主階級とそれに依存した政治家、官僚達に向けて云われたこの「一切の望みを棄てよ」は、第一次大戦で敗北した時点では、ドイツ人の歴史的「ドイツの再興」と云う望みを棄てることであるのか。そうである筈は決してない。彼は第三の青春としての再興を望んでいたからであり、しかもブルジョアジーの台頭、力の強化に抛る再興をである。そしてその限りでは彼は初めから最後まで自らの一貫した主体性を貫き通したと云いうるであろうが、それが彼の災いの源となったとも云いうるのである。勿論彼は、既に故人としてあるため、そのことについては知る由もないのであるが、ただそのことについて知る由もない故人と彼がなっていたことは、彼個人にとり良しとされるべきであったろうか。否と云うべきであろうが、むやみに故人を追求することは謹むべきであろう。

引用・注

- 1) 拙稿「マックス・ウェーバーの歴史認識理論における因果性と目的論との関係」p.149., 明星大学研究紀要 — 人文学部 — 第23号. 昭和62年 3月20日.
- 2) Max Weber: Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis. (以下Objektと略記する). Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre. 3. Aufl. (以下GAzWLと略記する). s.171. 尚訳文については、富永祐治、立野保男共訳「マックス・ウェーバー社会科学方法論」(岩波文庫)及び富永祐治、立野保男共訳、折原浩補訳「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」を参照しつつ、筆者が適宜改め、以下折原補訳頁数を指示しておく。
- 3) Objekt.GAzWL.s.208., vgl.s.199., 折原補訳.P.149
- 4) ibid.s.209., 折原補訳、同上、
- 5) 拙稿「マックス・ウェーバーにおける個性的歴史認識の可能根拠と限界」(明星大学研究紀要 — 人文学部 — 第五号. 昭和45年 4月30日.)におけるI.「価値解釈としての forma formans」を参照されたし。尚、この拙稿の「むすび」の終わりで、筆者は「実際ウェーバー

の社会科学が『事実 (Sache)』の社会科学であるとしても、その『事実』が既に見られた如きもの、カント的『現象』に比せられるべきものであり、その限りその中に『理論』が含まれている『事実』であったのである」と述べている。

- 6) Objekt.GAzWL.s.190.,vgl.s.201.,折原補訳.P.112., このウェーバーの言葉 "veranschaulichen und verständlich machen" には注意すべきである。これはまさしくカントの『純粹理性批判』図式論における直観と悟性との関係を示した言葉に対応している。I.Kant: "Die Kritik der reinen Vernunft, Zweites Buch. 1.Hauptst. Von dem Schematismus der reinen Verstandes.", Der philosophische Bibliothek. Bd.37.,B.177., カント『純粹理性批判』「第二篇 原則的分析論 第一章 純粹悟性概念の図式機能について」、原佑訳、カント全集第4巻(理想社)、266参照。(尚、引用文中の下線は筆者)
- 7) ibid.s.190. 折原補訳.P.111-2.
- 8) ibid.s.200. 折原補訳.P.132.
- 9) ibid.ss.191.,194. 折原補訳.P.112.,150.ここでの発生的 (genetisch) とは事象生起的発生に関してではなく、線は位置のみあり、大きさの無い点の連続であると云われる如く、点が線の論理的発生源であると云われるように論理的生起に関して云われているのである。出口勇訳「社会科学および社会政策の認識の『客観性』」の注15参照(世界の大思想 23 政治・社会論集) P.114.
- 10) ibid.s.207.,折原補訳.P.146.
- 11) ibid.s.207.,折原補訳.P.147.
- 12) ibid.ss.178.,折原補訳.P.88.
- 13) ibid.s.177.,折原補訳.P.86.
- 14) ibid.s.179.192.194.,折原補訳.P.90.116.119f.
- 15) ibid.s.174., vgl.s.166.,折原補訳.P.81.,参照 p.64.
- 16) ここで云われる科学的地平、視野に関して参照として考慮されるのは、M. ハイデッガーが『存在と時間』の中で述べる以下の主張である。即ち彼により可能な限り価値的判断を排して把握された世界内存在としての人間、「現存在は実存しつつ投げられており、投げられているゆえにもろもろの存在者へ引き渡されている。すなわち、現存在は現存在として——おのれ自身を旨として——存在できるためにはかような存在者を必要とし、その限りもろもろの存在者への「関心として」自己の存在が「規定」される現存在は、未来、現在、過去に渉るもろもろの存在者への関わりを開き広げていなければならない。つまり現存在は常に自己の周りを見回し自己の視野、地平線として広げ、設けていなければならない、かくすることによって現存在は自己の存在にとっての問題を設定しうるのであり、M. ハイデッガーはこの問題設定を「主題化Thematisierung」と称している。これは明らかにM. ウェーバーにおける問題設定の理論構造と並び比せられる思考である。(M. ハイデッガーの『存在と時間』からの引用は細谷貞雄訳(ちくま学芸文庫「存在と時間」下、p.284~291)によっている。尚筆者の用いた原典 "Sein und Zeit von Martin Heidegger" は1953年刊、第6版である。
- 17) ibid.s.194.,折原補訳.P.119.
- 18) 5) の拙稿 p.47.参照。
- 19) Max Weber: Kritische Studien.,GAzWL.s.287.Anm., Max Weber: Antikritisches zum "Geist" des Kapitalismus in Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. Bd. 30. 1910. in Max Weber: Methodologische Schriften. von S. Fischer Verl. 1968. s.162.,
- 20) Max Weber: Kritische Studien.,GAzWL.s.285.
- 21) ibid.s.283.
- 22) ibid.s.276-7., Objekt.GAzWL. S.179.,折原補訳.P.89.
- 23) 此处で見られる直感的価値観の無制限拡張の、客観的可能性判断の論理的概念による制約と没个性的論理の一般化に対する制約については、カントが純粹理性批判で述べている言葉「内容のない思惟は空虚であり、また概念のない直感は盲目である。」(I.Kant: Kritik der reinen Vernunft, 1787 Auflage. B.75.,前掲カント全集第4巻(理想社)、153頁)が想起されるであろう。
- 24) Max Weber: Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik.1924.,s.419-20.,

- Objekt.GAzWL.s.196.,折原補訳.P.124.
- 25) Objekt.GAzWL.s.194.,折原補訳.P.119.
- 26) Objekt.GAzWL.s.203f.,折原補訳.P.137f.
- 27) ibid.s.182f.,折原補訳.P.96f.
- 28) ibid.s.166f.,折原補訳.P.65f.
- 29) 同前、尚、ウェーバーのこの記述から彼にとりブルジョアジーによる資本主義社会の建設が目的となっている限り、未成熟であると批判されるブルジョアジーを育てることが手段として選択されるべきであり、これこそ彼の云う目的合理性と価値合理性を一体的に示した行為であると云う。
- 30) ibid.s.205.,折原補訳.P.142. この点でウェーバーは形式論理学に従っている。36頁目の記述を参照されたし。
- 31) この点でウェーバーの『価値自由論』はその大きな有効性を発揮すると云う意義を示す。実際ウェーバーは「ヴェルフリンの『古典芸術』の中の設問の立派な謙虚さは経験的労作の仕事の能力の全く卓越した例である」と称賛し、「芸術史的な仕事をやりとげようと思うものは、そのためには、芸術的創造を『理解する』能力を必要とするのであって、この美的判断能力なしには、したがって評価の能力なしにはもちろん、考えられることができないのである。」しかし——ここではただ、どのような意味において、美的評価を抜き去って『進歩』について芸術的に語る事が出来るか、と云う問題が討論されるべきである」(Max Weber: Der Sinn der Wertfreiheit 《der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften》, GAzWL.,ss. 523f.) と述べ、ヴィンテルバントによって示され、ウェーバーも高く評価する「価値関係から生まれる『進歩概念』に関する問題、即ちこの「芸術史において未解決のまま残されたまま」の、「ある事象を『合理的な進歩』として表示することは実際のところいったい何を意味しようとしているのかと云う問題」(GAzWL. ss.525.)に関わり、ウェーバーにはこれこそ大問題であった敗戦国ドイツの再興に関して、彼は「現実的な『1918年のドイツの諸理念』がどのような外観をもちうるであろうか、あるいは、どのような外観をもつべきであろうか、ということ、このことを、だれしも、今日、前もって、述べることはできないであろう。だが、この現実的な『1918年のドイツの諸理念』にこそ未来がかかっているであろう」と論述を結び (GAzWL.,ss.540.)、彼が抱く明確な価値理念、未来像を示していないが、ブルジョアジーによる資本主義市民社会を目指していたことは、その他の諸論文や書簡により明らかである。尚、この『価値自由論』は1913年の論稿であるが、後日加筆、修正され、ドイツ革命の1918年に発行された雑誌「ロゴス」第7巻に収録、公表されたのである。
- 32) Objekt., GAzWL.s.185ff.,折原補訳.P.102-105. ここで尚一つ述べて注意しておかねばならないのは、社会を個人に対して強圧的外在力を持つ実在的なものとするデュルケームに対して、彼が「『社会的』行為とは、行為者または諸行為者によって思念された意味 (gemeinter Sinn) にしたがって他人の態度に関係せしめられ、かつその経過においてこれに方向づけられている行為のことをいうべきである」(マックスウェーバー、阿閉吉男・内藤莞爾訳『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣、7頁)と規定し、より一層明確には「他人の過去の、現在のまたは将来期待される態度に方向づけられうる」行為であると述べ、更に「『貨幣』は、行為者が交換において受け取る一つの交換を意味し、それは彼が極めて多くの、しかも未知であり不定である他の多数者が将来交換においてこれを受け取るつもりでいるだろうという期待に彼の行為を方向づけるからである」(同前書、32頁、Max Weber: Wirtschaft und Gesellschaft, fünfte revidierte Auflage, 1976.,ss.1.,11.) ことであり、これは彼が主張する個々人の主体としての自由な社会的行為が貨幣を介しての商品交換市場経済に基づいている社会として、社会が自由主義的、個人主義的市民社会であることを示しており、その限りこの商品交換市場経済を批判し、その超克を主張するマルクスの理論を認めることはできなかったことは明らかである。尚、拙稿「社会認識における RealityとValue-Orientaton の問題」(明星大学社会学研究紀要 第18号 1998年 3月) pp.14-15をも参照されたし。
- 33) Objekt., GAzWL.s.187.,折原補訳.P.105.
- 34) 注31) を参照、
- 35) G.W.F.Hegel: Phänomenologie des Geistes, Vorrede. (philosophische Bibliothek) s.22., ヘーゲル、金子武蔵訳「精神現象学」(上)「序文」(岩波書店) 15頁。

- 36) *ibid.* ss. 43~45., 同前、40頁~41頁。
- 37) 此处で云われる諸宗教の目録内容の相互比較は、前註36)で見られているヘーゲルの云う一覽表作りそのものであり、まさしく形式的悟性の立場にウェーバーが立っていることを示している。
- 38) Objekt.GAzWL.s.162.,折原補訳.P.56f.
- 39) Max Weber: Die Wirtschaftsethik der Weltreligion.,Einleitung.,GAzRS. Bd. I. s.238.,大塚久雄、生松敬三訳、マックス ウェーバー 「世界宗教の経済倫理、序論」(「宗教社会学論選」みすず書房、34頁)
- 40) *ibid.* s.252., 同前、58頁。
- 41) *ibid.* s.253., 同前、59頁。
- 42) Max Weber: Wissenschaft als Beruf., GAzWL.s.608., マックス ウェーバー、出口勇蔵訳『職業としての学問』、ウェーバー、宗教・社会論集(世界の大思想 II-7、河出書房) 385頁。
- 43) *ibid.* s.601f., 同前、379頁。
- 44) *ibid.* s.604f., 同前、382頁。
- 45) この「経済と社会」(“Wirtschaft und Gesellschaft”)には後出の「理解社会学の若干のカテゴリー」と関係していることを示しているサブタイトル“Grundriss der verstehenden Soziologie”が付せられている。
- 46) Max Weber: Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie., GAzWL.s.432 林 道義訳「理解社会学の若干のカテゴリー」、岩波文庫、20頁。
- 47) *ibid.* s.433f., 同前、22頁。
- 48) *ibid.* s.433-5., 同前、22-25頁。
- 49) ウェーバーが狂人的と感情的な言葉でもって非難したスパルタクス団、その中心人物、リーピクネヒトとローザルクセンブルク、特にローザルクセンブルクについてK. レーニンが彼女の学問的業績、戦術論上の欠陥を指摘しつつも、尚地上低く飛び回る鶏ではなく、大空を高々と飛翔する鷲であると賛辞を与えており、またロマン・ロランは著書「闘争の15年」の中で「リーピクネヒトとローザ・ルクセンブルクの暗殺が………人心に衝撃を与えたにかかわらず、フランスの新聞はドイツ革命にとってばかりでなく、世界の平和にとっても悲劇的な1月のこの数日の深刻さを十分に了解しているように思われない。協商国間の諸政府とそのブルジョワ新聞は、奇妙な盲目ぶりを発揮している。………彼らはヨーロッパにおける社会主義思想の進展とその間近な実現にたいする恐怖につきまとわれていたので、スパルタクス団の敗北にほっとして歓呼し、スパルタクス団の消滅が協商国側にとって意味する政治的危険に注意を払わなかった」と述べている。R.ロラン:「闘争の15年」(ロマン・ロラン全集、第18.,昭和34年刊、みすず書房、387頁)
- 50) カントは「先験的理念は、理性が理性の根源的法則に従って全く必然的に産出したものであるにせよ、しかしこの単なる先験的理念の対象は、我々がそれについて何も知るところのないような何か或るものにすぎない、——かかる対象が理性の要求に完全に合致するとしてもこの対象に関する悟性概念は、実際には全く不可能だからである。——我々は理念に対応する対象については、蓋然的な概念をもち得るとしても、知識をもつことはできない、我々はこう言ってよい。」と述べている。カント「純粹理性批判、第二部 先験的弁証論、第二篇 純粹理性の弁証的推理について」、Kant: Die Kritik der reinen Vernunft. Zweite Abteilung. Zweites Buch. Von den Dialektischen Schlüssen der reinen Vernunft. B 396. (Philosophische Bibliothek.) 併しここで述べられている理論的悟性概念とそれを可能ならしめる理性の思弁的使用にウェーバーの目的合理的行為とそれに適合する知識は対応しており、尚且つ此处で開き示される「純粹理性の弁証的推理」が理性の道徳的、実践的使用により先験的理念の対象を可能ならしめる道を示していることはウェーバーの云う価値合理的概念に対応していると見做されるが、ウェーバーはカントのこの「純粹理性の弁証的推理について」の「純粹理性の誤謬推理について」、特にその中の知的であれ、価値的であれ、如何なる行為の根底に行為者の主体根拠として存在している“*Ich denke*”, “*Cogito ergo sum*”、及び「純粹理性のアンチノミー」がヘーゲルの弁証法、特にその始原論に繋がって行くことを見落としている。尚カントがこの「純粹理性の弁証的推理」を論じることにおいて、悟性(思弁的理性)の経験を超越して認識

する越権に対し、理論的認識を現象のみに制限する限界を設定し、「信仰を容れる場所を」開けておくとしている（カント、純粹理性批判、第二判序文 XXX）ことは、「客観性論文」におけるウェーバーの理念型の限界概念規定、並びに知的理論的領域と価値領域との領域設定の理論的根拠と見做されうる。

51) Max Weber: Wahlrecht und Demokratie in Deutschland., Gesammelte Politische Schriften. (以後GPSと略記する) s.246., 266., 286f., マックス・ウェーバー、「ドイツにおける選挙法と民主主義」政治論集 1.(みすず書房) 264-5頁、269-70頁、285-7頁、306-7頁、311-12頁、尚222頁をも参照。

52) Max Weber: Bismarcks Aussenpolitik und die Gegenwart.GPS.s.148f., マックス・ウェーバー、「ビスマルクの外交政策と現代」政治論集 1.(みすず書房) 144頁、Deutschland und europäischen Weltmächten.GPS.s.174f.,「ヨーロッパ列強とドイツ」同上、197ff.

53) ワイマール憲法第48条第2項、「ドイツ共和国においては公共の安全と秩序が著しく阻害ないし危機にさらされる場合、共和国大統領は公共の安全と秩序の回復のために必要な措置を執ることができ、必要な場合には武力をもって介入することができる。この目的のために共和国大統領は第114条、第115条、第117条、第118条、第123条、第124条及び第153条に定められた基本権の全体ないし一部を暫定的に停止することができる」。尚この条項がマックス・ウェーバーの大きいなる誤算となるについては、彼自身予想だにしておらず、寧ろ共和国の安全装置になると信じていたのであり、この点については以下の著書を参照されたし。

Ch. ミュラー/I.シュタフ編著:安世舟、山口利男編訳「ワイマール共和国の憲法状況と国家学」19-20頁、W.J.モムゼン著:安世舟、五十嵐一郎、小林純、牧野雅彦訳「マックス・ウェーバーとドイツ政治 1890—1920 II」645頁以降、676, 723, 726頁、J.P.メイヤー著:五十嵐一郎、鈴木寛訳「マックス・ウェーバーの政治学——マックス・ウェーバーとドイツ政治構造——第五章〈革命〉と共和制」、特に134-139頁。

54) セバスティアン・ハフナー、山田義顕訳「裏切られたドイツ革命」96-7頁（平凡社）

55) Max Weber: Diskussionsreden auf den Tagungen des Vreins für Sozialpolitik. Ueber das verhältnis der Kartelle zum Staat. (Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik. Tübingen 1924, s.402), マックス・ウェーバー、「カルテルと国家の関係によせて」政治論集 1.(みすず書房) 82-3頁、

56) Max Weber: Das neue Deutschland. GPS.s.484., マックス・ウェーバー、嘉目克彦訳「新しいドイツ」政治論集 2.(みすず書房) 534頁。

57) フリードリッヒ・クルージュウス教授宛のウェーバーの1918年12月26日付け書簡、政治論集 2.(みすず書房) 661-2頁。

58) 同上教授への1918年11月24日付け書簡、同上、659-1頁。

59) このウェーバーの「大きいなる過誤」はまた「悲しき過誤」とも云いうるであろう。彼は確かにドイツの民主化を願い、主張もしていた。このことは彼の『ドイツにおける選挙法と民主主義』において明らかである。平等選挙により国家市民大衆は国家の共同の主人としてこの国家の中に編入される「身分構成の平準化」としての「民主化」は「事実」として「選択の余地はない。しかしこの民主化は、強力な反対勢力のために失敗するかもしれないが、この反対勢力はドイツの全未来を犠牲にすることは明白で、そのとき大衆は全力を尽くして国家に反抗して闘うであろうと、その末尾で述べもしているのである。しかし事実は逆であった。だがマックス・ウェーバーがナチズム抬頭時、存命していたならば、彼は堂々とその抬頭にその非なることを主張、抵抗し、恐らくは自ら死の道を選んだか、それとも逮捕され、悲惨な獄死を臆せず受け容れたであろうと想像され、これは彼が自ら主張し続けた責任倫理に基づく彼が選ぶ必然の道となるであろうが、同時に注 64)で示されるダンテの言葉がウェーバー自身に向けられた言葉として存在することを示すことになる。

60) ウェーバーにおけるドイツ国家維持と云う目的遂行に対する目的合理性と価値合理性との関連に見られるプラグマティズムは、デューイのプラグマティズムに類似している。

61) ここで云われるウェーバーの自己の一貫性保持貫徹は、彼が行為者の究極的価値や生の意義に対する、行為を通じて現れる内的恒常性に人格の本質をみていたことに繋がっている。Max Weber: Roscher und Knies., GAzWL. S. 132.

62) J.P.メイヤー「マックス・ウェーバーの政治社会学 — マックス・ウェーバーとドイツの政

治構造一」、五十嵐豊作・鈴木寛訳（勁草書房）91頁、95頁。

63) マックス・ウェーバー、中村貞二訳「国民国家と経済政策」政治論集 2.(みすず書房) 49頁、Max Weber:Der National und die Volkswirtschaftspolitik., Gesammelte Politische Schriften. Dritte Aufl.s.12.,

64) 「一切の望みを棄てよ」。同上、50頁、ibid.s.12., 此のダンテの言葉については既に本学研究紀要掲載の論文「マックス・ウェーバーの歴史的主体性の問題」の註において述べているので再掲載しておく。これはダンテの「神曲」地獄編第 3曲7～12行に見られるものである。「永遠の物以外に我より先に造られたるものはなく、我は永遠に在る。汝らここに入るものは一切の望みを棄てよ。余はこれら陰鬱に録された言を一つの門の頂きに見て、そこで云った、師よ、これらの意味は私には苦しい」。尚此の言葉の後の言葉（14～15行）はマルクスによって『経済学批判』序言の終わりに引用されている。

Qui si convien ogni sospetto Ogni viltà convien qui sia morta

「また一切の疑いを棄つべきである。また一切の怯心は消え去ってしまうのだ」